

東京医療保健大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針

平成27年4月1日

学 長 裁 定

令和3年5月12日改正

東京医療保健大学では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正）に基づき、本学における公的研究費について、適正な運営及び管理を行うために必要な基本方針を以下のとおり定めます。

1. 研究活動の不正行為防止に関する法令、国の定める指針及びガイドライン等を遵守する。

2. 機関内の責任体系の明確化

公的研究費の運営・管理を適正に行うため、機関内の運営・管理に関わる責任体制を明確に定め、これを公表します。

また、公的研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者を学長とし、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者、不正防止計画推進担当者をそれぞれ置きます。

3. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1)コンプライアンス教育・啓発活動の実施

公的研究費の受領・使用にあたっての責務・心構え、公的研究費の使用ルール、事務手続き、不正使用防止の取り組み等について、コンプライアンス教育や啓発活動を通じて学内に周知します。

(2)ルールの明確化・統一化

研究費の適正な運用のため、規定等を制定し、公的研究費の不正使用防止に対するルールづくりを行います。

(3)職務権限の明確化

競争的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任を定め、理解の共有を図ります。

(4)告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の制定

研究費の不正使用に係る調査ならびに懲戒について、規定を定め、明確化かつ透明化を図ります。また、公的研究費の不正使用に関する学内外からの通報の窓口を設置します。

4. 不正使用を発生させる要因の把握と不正使用防止計画の策定・実施

不正使用を発生させる要因を把握し、不正使用防止計画を年度ごとに策定・実施・公開します。

5. 研究費の適正な運営・管理活動

不正使用防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行います。研究費の執行は、毎年度発行される公的研究費の執行に関する学内のルールを定めた研究費執行マニュアルに則り行います。

6. 情報発信・共有化の推進

公的研究費にかかる本大学内外からの相談に対応するため、相談窓口を置きます。また、公的研究費の不正使用への取組に関する本大学の方針等について、学内で周知するとともに、外部に公開します。

7. モニタリングの在り方

- (1)研究費の適正な管理のため、本大学全体の視点から、モニタリング及び監査制度を整備し、実施します。
- (2)不正が発生するリスクについて、機動的な監査を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実、強化を図ります。

附則

この基本方針は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この基本方針は、令和 3 年 5 月 12 日から施行する。